

6月の一般健康相談

◎相談日

場所	期日
串良ふれあいセンター	6月9日(火)
輝北総合福祉センター	6月17日(水)
市保健相談センター	6月22日(月)
吾平保健センター	6月24日(水)

※市保健相談センターは、同日に「こころの健康相談」を実施

◎時間＝9:30～11:30、13:00～15:00

※市保健相談センターのみ9:00～

◎内容＝栄養、運動、休養、歯科に関する相談、血圧測定、尿検査 など

※当日会場へ行けない人を対象とした訪問による健康相談も実施

☎市保健相談センター ☎41-2110

イベント

認知症市民フォーラム in 大隅

◎内容＝認知症に関する理解を深めるための講演、演劇

○講師＝田中 穂積 氏(グループホームいきいき館代表)、中村 祐 氏(香川大学医学部教授)

○演劇＝「ウメさんが認知症に!？」(劇団 e-かのや)

◎日時＝6月27日(土) 14:00～16:30

◎場所＝市文化会館

◎参加料＝無料

☎市高齢福祉課(1階⑨番窓口)

☎31-1116

市民の皆さんの
ご協力をお願いします

国勢調査については、
「国勢調査 2015」で検索してください。

国勢調査 2015 検索
http://kokusei2015.stat.go.jp/



☎市情報行政課国勢調査準備室(7階)

☎31-1173

浄化槽の法定検査受検にご協力ください

浄化槽を設置している人は、保守点検・清掃とは別に、浄化槽の機能が正常に維持されているかを判断するため、浄化槽法第11条に基づく法定検査の受検が義務付けられています。

この検査は、浄化槽の適正な維持管理による環境保全を目的に、毎年1回実施することになっており、知事が指定した検査機関である県環境検査センターの検査員が、事前にハガキで通知した検査日に、現場での検査及び浄化槽の放流水の採水、水質検査を行います。

◎検査手数料(10人槽以下)

○合併処理浄化槽＝6,000円

○単独処理浄化槽＝4,000円

※いずれも個人負担

◎検査の通知方法＝検査の日程及び内容について記載したハガキを事前に送付

☎県環境検査センター

☎099-296-9000



河川・海岸美化活動を実施する団体に助成金を支給します

県では、共生・協働の地域づくりの観点から、延長100m以上の県管理河川や海岸において、草刈りやゴミ拾いなどの美化活動を実施する地域の自治会やボランティア団体等を「みんなの水辺サポーター」として認定し、活動への支援措置を行っています。

◎助成金上限額＝年間20,000円(1団体につき)

◎申請方法＝事前に参加申込書を提出
※参加申込書は、大隅地域振興局建設総務課に置いてあるほか、県ホームページからダウンロード可能

◎支払方法＝作業実施後の精算払

☎大隅地域振興局建設総務課

☎52-2176

畜産環境対策と防疫の徹底をお願いします

環境省は6月を環境月間としており、市でも畜産環境対策に関する啓発を行うために、6月を「畜産環境対策強化月間」と定め、畜産農家や関係事業所への啓発活動や夜間を含むパトロールを実施しています。

畜産農家や関係事業所の皆さんは、農場内の清掃やふん尿の自己処理施設の点検を行い、畜舎の衛生管理や家畜排せつ物の適正な処理、家畜伝染病の防疫に努めてください。

☎市畜産課(2階) ☎31-1118

Topics

平成27年10月1日、
国勢調査を実施します!

『国勢調査 日本の今』を映し出す
(平成27年国勢調査標語)

国勢調査は、日本国内に住むすべての人と世帯を対象とする、国の最も重要な統計調査です。

平成27年国勢調査は、情報通信技術(ICT)の更なる進展の状況を踏まえ、我が国で初めて全世帯を対象として、オンライン調査を実施します。日本の未来を考えるために欠くことのできない最新の人口・世帯の実態を明らかにする重要な調査です。

調査結果は、少子高齢化の将来予測、地域の人口の将来見通し、住みよい街づくりのための計画策定、防災計画の策定など、私たちの暮らしのために役立てられます。

子育て世帯臨時特例給付金を支給します

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、子育て世帯への影響を緩和することを目的に、臨時的な措置として、平成26年度に引き続き、子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

◎支給対象者＝支給基準日(平成27年5月31日)において、平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く)の受給者及びその要件を満たす人

◎支給対象児童＝支給対象者の平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く)の対象となる児童

※平成27年6月分の児童手当は10月に支給

◎支給額＝支給対象児童1人につき3,000円(1回限りの支給)

◎申請方法＝対象者へ6月初旬に送られる申請書(請求書)に必要事項を記入し、直接又は郵送で申請

※公務員は勤務先で申請書配布

◎申請受付場所及び受付期間

受付場所	受付期間
市役所1階総合窓口案内ロビー	6月8日(月)～6月30日(火)
市役所7階子育て給付金室	7月1日(水)～9月1日(火)
輝北総合支所市民生活課	6月15日(月)～9月1日(火)
串良総合支所市民生活課	
吾平総合支所市民生活課	

☎市子育て支援課(1階⑩番窓口)

☎31-1134



お知らせ

臨時福祉給付金を支給します

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、低所得者世帯への影響を緩和することを目的に、臨時的な措置として、平成26年度に引き続き、臨時福祉給付金を支給します。

◎支給対象者＝支給基準日(平成27年1月1日)において、次のすべての条件を満たす人

○市の住民基本台帳に登録されている人

○平成27年度の市民税(均等割)が課税されていない人(非課税の人)

○平成27年度の市民税(均等割)が課税されている人に扶養されていない人

※生活保護制度の被保護者等である場合は対象外

※収入・所得が無い人でも、未申告者(扶養親族等として申告されている場合を除く)は、支給の対象にならないため、必ず申告することが必要

◎支給額＝支給対象者1人につき6,000円(1回限りの支給)

◎申請方法＝対象者へ7月下旬に送られる申請書(請求書)に必要事項を記入し、直接又は郵送で申請

※申請書が送付されても、所得の状況等により給付対象にならない場合有り

◎申請受付場所及び受付期間

受付場所	受付期間
市役所1階総合窓口案内前ロビー	8月3日(月)～9月30日(水)
市役所6階603会議室(臨時福祉給付金室)	10月1日(木)～11月4日(水)
輝北総合支所市民生活課	8月3日(月)～11月4日(水)
串良総合支所市民生活課	
吾平総合支所市民生活課	

☎市福祉政策課(1階⑨番窓口)

☎31-1113

募集・申請

手作り食品加工講座(前期)の受講生を募集

◎内容＝6月から9月にかけて、市内の加工施設で行う安心安全な加工食品の手作り体験講座

No.	日程	内容	場所
1	6/24(水) 13:30～	すし具(瓶詰)	特用林産物出荷加工センター(上高隈町)
2	7/9(木) 13:30～	おこわ	花岡食品加工実習センター
3	7/22(水) 9:00～	めんつゆ(濃縮)	農業研修センター ※託児可能
4	8/20(木) 9:00～	豚味噌(瓶詰)	向江食品加工実習センター
5	9/16(水) 13:30～	トマトソース(瓶詰)	はらいがわふれあいセンター

※後期は12月から平成28年2月に開催予定

◎時間＝2時間～2時間半

◎対象者＝手作り食品加工の初心者

◎受講料＝無料

※ただし、材料費・保険料として各回1,000円程度必要

◎定員＝各回10人

※応募者多数の場合は初参加者を優先。それでも多い場合は抽選。決定者のみ電話連絡

※定員に満たないと、開講しない場合有り

◎応募方法＝直接又は電話で応募するか、氏名・ふりがな・性別・生年月日・住所・電話番号・希望講座名(2講座まで)を記入しFAX又はメール

◎応募期限＝各回講座日の10日前

◎その他＝子ども連れでの受講は不可。ただし、No.3の講座のみ1歳半以上の未就学児童の託児が可能(事前に申し込みが必要)

☎市農業研修センター

☎・FAX 43-9292

kanoken@zenkei.jp